

茨城県報 第7635号

昭和63年3月7日

月曜日

目次

告示

	ページ
●字の名称の変更(2件)(地方課).....	1
●字の区域の変更(ク).....	2
●国民健康保険医の登録の消除(医療福祉課).....	3
●新規土地改良事業の決定(2件)(農地管理課).....	3
●土地改良事業の工事完了(ク).....	4
●道路の区域変更(2件)(道路維持課).....	4
●二級河川の一部用途廃止(河川課).....	5
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市計画課).....	6
●計量法に基づく定期検査の実施(計量検定所).....	6
●土地改良区役員の就退任(7件)(土地改良事務所).....	7
●土地改良事業の工事完了(2件)(ク).....	10

公告

●昭和63年米穀販売事業者の許可の一斉更新(流通園芸課).....	10
●都市計画案の縦覧(都市計画課).....	11
●建築協定の認可(建築指導課).....	11
●道路位置の指定(3件)(ク).....	12

正誤

●昭和63年2月4日付け茨城県報第7626号中.....	12
●昭和63年2月25日付け茨城県報第7632号中.....	13

告示

茨城県告示第303号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により下館市長から土地改良事業に伴い、同市内の字の名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の名称の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

昭和63年3月7日

茨城県知事 竹内藤男

大字向川澄字東沼 347の内, $\left. \begin{matrix} 355 \\ 356 \end{matrix} \right\}$ 合併の内

〃 字沼田 $\left. \begin{matrix} 358 \\ 359 \end{matrix} \right\}$ 合併の内, $\left. \begin{matrix} 360 \\ 362 \end{matrix} \right\}$ 合併の内, 363の内, $\left. \begin{matrix} 364 \\ 365 \end{matrix} \right\}$ 合併の内,
366の内, 367の内, 369の内

大字井出蛭沢字遠下 $\left. \begin{matrix} 2009 \\ 2011 \end{matrix} \right\}$ 合併の内

〃 字羽黒 3376の内, 3377の内, 3378の内, 3380の内, 3381の内

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字川澄字向河原に変更

茨城県告示第303号-2

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により下館市長から同市内の字の名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の名称の変更の効力は、昭和60年10月26日付け農管指令第438号で認可のあった協和中部地区土地改良事業の換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

昭和63年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字向川澄字東沼 375の2

〃 字沼田 370の2, 371, 372の2, 374

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字川澄字向河原に変更

茨城県告示第304号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により内原町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

昭和63年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字有賀字川和田久保 1331, 1412, 1414から1419まで, 1421から1424まで, 1438

〃 字向井原 1336から1339まで, 1340の1から1340の3まで, 1341から1347まで, $\left. \begin{matrix} 1348 \\ 1403 \\ 1404 \end{matrix} \right\}$, 1349から1351まで, $\left. \begin{matrix} 1352 \\ 1353 \end{matrix} \right\}$, 1354, 1355

〃 字夕日向 1378から1380まで, $\left. \begin{matrix} 1381 \\ 1382 \end{matrix} \right\}$, 1383, 1385, $\left. \begin{matrix} 1386 \\ 1387 \end{matrix} \right\}$

〃 字セントナ 1405から1411まで, 1413, 1440

〃 字ゼンタナ 1439

〃 字権現埜 1437, 1442

ク 字権現埜 1425, 1426, 1428

ク 字山ノ神 1441

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字有賀字塚原に変更

(これは昭和62年11月24日現在の登記簿による)

茨城県告示第305号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第47条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医の登録を消除したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

昭和63年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

登録記号番号	国民健康保険医名	登録消除年月日
茨国歯 第1264号	浅 野 慎 一	昭和63年1月31日

茨城県告示第306号

稲敷郡東村押砂233飯島好助ほか24名から昭和62年10月27日付けで認可申請のあった中野地区土地改良事業(共同施行)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

中野地区土地改良事業共同施行規約の写し

中野地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和63年3月8日から昭和63年3月31日まで

3 縦 覧 の 場 所 東村役場

茨城県告示第307号

稲敷郡東村町田乙2445中沢清一ほか26名から昭和62年10月27日付けで認可申請のあった町田新田地区土地改良事業(共同施行)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

町田新田地区土地改良事業共同施行規約の写し

町田新田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和63年 3 月 8 日から昭和63年 3 月31日まで

3 縦覧の場所 東村役場

茨城県告示第 308 号

県営小川地区土地改良事業（農道整備）の工事は、昭和62年10月19日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

昭和63年 3 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 309 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和63年 3 月 7 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 3 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 県道

2 路線名 沼田下妻線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市大字国松字東八反田 162番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 8.3	824.0	
		最小 4.7		
つくば市大字中菅間字不動堂 1225番3まで	新	最大 40.0	1,055.0	
		最小 7.6		
つくば市大字国松字西八反田 330番2から	新	最大 40.0	885.0	
つくば市大字中菅間字不動堂 1225番3まで		最小 10.0		

茨城県告示第 310 号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和63年 3 月 7 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 3 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員		延 長	摘 要
		<small>メートル</small>	<small>メートル</small>		
久慈郡水府村大字上高倉字猴這 458番地先から	旧	最大	17.2	286.0	
		最小	3.5		
久慈郡水府村大字上高倉字大舛蒔 371-1番地先まで	新	最大	25.0	280.0	
		最小	6.0		

茨城県告示第 311 号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

昭和63年 3 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称 二級河川関根前川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
昭和63年 3 月 7 日
- 3 廃川敷地等の位置, 種類及び数量

位 置	種 類	数 量
高萩市大字上手綱字落合前2302番地の10	土 地	249 ^{m²}
〃 〃 〃 2303番地の4	〃	298
計		547

~~~~~

### 茨城県告示第312号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第2項の規定に基づき神敷台土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

昭和63年3月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 職 名   | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事 長 | 西 野 文 蔵 | 那珂湊市和田町1-8-22 |
| 副理事長  | 磯 前 勝 一 | 〃 田宮原4153-1   |
| 理 事   | 小 林 実   | 〃 本町16-18     |
| 〃     | 吉 川 進   | 〃 鍛冶屋窪3615-1  |
| 〃     | 品 田 武   | 〃 田宮原4294-1   |
| 〃     | 川 崎 よ し | 〃 洞下町9-2      |
| 〃     | 飯 田 善 司 | 〃 十三奉行1975    |
| 〃     | 三 島 一 幸 | 〃 相金町25-8     |
| 〃     | 高 田 和 衛 | 〃 本町23-14     |
| 〃     | 村 上 昭   | 〃 涌井戸3715-2   |
| 〃     | 大須賀 恒   | 〃 田宮原4067-2   |
| 〃     | 小 武 浩   | 〃 阿字ヶ浦町293-4  |

~~~~~

茨城県告示第313号

水戸市、土浦市、古河市、石岡市、下館市、結城市、那珂湊市、下妻市、水海道市、常陸太田市及び勝田市並びに東茨城郡、西茨城郡、那珂郡、久慈郡、新治郡及び猿島郡の各町村に対し、計量法（昭和26年法律第207号）第142条ただし書に該当する計量器の定期検査を執行するので、同法第143条の規定により次のとおり公示する。

昭和63年3月7日

茨城県計量検定所長 山 本 亦 夫

- 1 定期検査実施の期日
昭和63年 4 月20日から昭和63年 9 月30日まで
- 2 定期検査実施の場所
計量器の所在の場所

茨城県告示第 314 号

北相馬郡藤代町大字岡1088-1 に事務所を置く岡堰土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年 3 月 7 日

茨城県土浦土地改良事務所長 坂 本 坦

退 任	住 所	職 名	氏 名	摘 要
	北相馬郡藤代町大字押切109	理 事	石 川 美知男	

茨城県告示第 315 号

東茨城郡美野里町大字竹原に事務所を置く石岡台地土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年 3 月 7 日

茨城県土浦土地改良事務所長 坂 本 坦

退 任	住 所	職 名	氏 名	摘 要
	石岡市大字井関966	理 事	鈴 木 堅太郎	
	西茨城郡岩間町大字下郷3973-1	〃	宮 川 茂	

茨城県告示第 316 号

真壁郡真壁町大字飯塚 911 番地に事務所を置く真和土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年 3 月 7 日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 川 富 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡大和村大字高久1826番地	理 事	今 井 勇	
〃 真壁町大字長岡559番地	〃	潮 田 新一郎	
〃 大和村大字東飯田542番地	〃	鈴 内 幸 一	
〃 真壁町大字古城27番地	〃	大 関 定 治	
〃 〃 大字原方1186番地	〃	高 久 藤一郎	
〃 〃 大字桜井164番地	〃	大 場 保 信	
〃 〃 大字亀熊190番地の1	〃	横 田 慶 一	
〃 大和村大字東飯田447番地の1	〃	木 村 博 美	
〃 真壁町大字下小幡843番地	〃	小河原 武 雄	
〃 〃 大字白井782番地	〃	中 座 勇	
〃 〃 大字上小幡89番地の1	〃	平 間 敬 章	
〃 〃 大字下小幡843番地	〃	小河原 徳一郎	
〃 大和村大字阿部田480番地	〃	田 口 二 郎	
〃 〃 大字東飯田487番地	〃	大 塚 清 市	
〃 〃 大字大曾根1186番地	〃	藤 田 豊	
〃 真壁町大字白井1331番地	監 事	井 坂 暢次郎	
〃 大和村大字東飯田570番地	〃	古 橋 岩 三	
〃 真壁町大字長岡707番地	〃	潮 田 久 治	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡真壁町大字上小幡385番地	理 事	平 間 小四郎	
〃 大和町大字高久1826番地	〃	今 井 勇	
〃 真壁町大字下小幡843番地	〃	小河原 武 雄	
〃 〃 大字古城27番地	〃	大 関 定 治	
〃 〃 大字原方1186番地	〃	高 久 藤一郎	
〃 大和村大字大曾根1186番地	〃	藤 田 豊	
〃 真壁町大字長岡707番地	〃	潮 田 久 治	
〃 大和町大字東飯田487番地	〃	大 塚 清 市	
〃 〃 大字阿部田480番地	〃	田 口 二 郎	
〃 真壁町大字白井1331番地	〃	井 坂 暢次郎	
〃 〃 〃 782番地	〃	中 座 勇	
〃 〃 大字亀熊190番地の1	〃	横 田 慶 一	

真壁郡大和村大字東飯田590番地	理 事	川 又 金 一
〃 真壁町大字長岡559番地	〃	潮 田 新一郎
〃 大和村大字東飯田447番地	〃	木 村 博 美
〃 真壁町大字桜井164番地	〃	大 場 保 信
〃 〃 大字下小幡528番地	監 事	小 河 原 徳一郎
〃 大和村大字東飲田557番地	〃	堀 米 文 雄
〃 真壁町大字上小幡96番地	〃	平 間 信 一

茨城県告示第 317 号

真壁郡真壁町に事務所を置く細芝土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年 3 月 7 日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 川 富 雄

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡真壁町大字源法寺427番地	理 事	榎 戸 次 男	

茨城県告示第 318 号

真壁郡真壁町大字飯塚 911 番地に事務所を置く真壁中部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年 3 月 7 日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 川 富 雄

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡真壁町大字源法寺427番地	理 事	榎 戸 次 男	

茨城県告示第 319 号

真壁郡真壁町大字飯塚 911 番地に事務所を置く源法寺土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年 3 月 7 日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 川 富 雄

退 任					
住 所	職 名	氏 名	摘 要		
真壁郡真壁町大字源法寺427番地	監 事	榎 戸 次 男			

~~~~~

**茨城県告示第 320 号**

下館市大字羽方 115 番地に事務所を置く山王堰土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年 3 月 7 日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 川 富 雄

|               |     |         |     |  |
|---------------|-----|---------|-----|--|
| 退 任           |     |         |     |  |
| 住 所           | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |  |
| 下館市大字樋口1350番地 | 理 事 | 早 瀬 省 次 |     |  |

~~~~~

茨城県告示第 321 号

昭和55年 4 月 1 日付け農管指令第 217 号をもって認可のあった団体営大田地区土地改良事業については、昭和59年 4 月20日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

昭和63年 3 月 7 日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 川 富 雄

~~~~~

**茨城県告示第 322 号**

昭和62年 3 月12日付け農管指令第95号で認可のあった、団体営百戸地区土地改良事業（区画整理）について、昭和63年 1 月25日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

昭和63年 3 月 7 日

茨城県境土地改良事務所長 稲 葉 忠

~~~~~

公 告

~~~~~

**●昭和63年米穀販売業者の許可の一斉更新**

食糧管理法施行令第 5 条の 9 第 3 項において準用する同令第 5 条第 3 項の規定に基づく、米穀販売業者の許可有効期間満了による許可の一斉更新の手続に関する日程を次のとおり告示する。

昭和63年 3 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 食糧管理法施行令第 5 条の 9 第 3 項において準用する同令第 5 条第 3 項の規定に基づく販売業の許可を行う日  
昭和 63 年 6 月 1 日
- 2 食糧管理法施行規則第 47 条の規定に基づく販売業の許可の申請期間  
昭和 63 年 5 月 1 日から同年 5 月 10 日まで
- 3 食糧管理法施行規則第 49 条の規定に基づく買受け登録の予約期間  
昭和 63 年 4 月 21 日から同年 4 月 25 日まで

~~~~~

●都市計画案の縦覧

友部都市計画道路を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和 63 年 3 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画を変更する土地の区域
友部町大字橋爪字原、字榎宮、字井ノ上、字清水久保、字城ノ内、字長町の各一部
友部町大字大田町字南原、字矢野下後、字女躰後の各一部
友部町大字平町字大沢、字原、字拾人町、字殿町、字新善光寺、字千栽、字並松、字北ノ窪、
字壺町田の各一部
- 2 都市計画の案の縦覧場所
(1) 茨城県土木部都市計画課
(2) 友部町役場
- 3 縦 覧 期 間 昭和 63 年 3 月 7 日から昭和 63 年 3 月 21 日まで

~~~~~

●建築協定の認可

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 76 条の 3 第 3 項の規定で準用する同法第 73 条第 1 項の規定により建築協定を認可したので、同法第 76 条の 3 第 3 項の規定で準用する同法第 73 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

昭和 63 年 3 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 申 請 人  
東京都千代田区神田鍛冶町三丁目 3 番地

常陸興業株式会社

代表取締役 真家 四郎

2 建築協定の名称

ハイシティ南が丘住宅地 (第 2 工区) 建築協定

3 建築協定区域の位置及び面積

竜ヶ崎市南が丘 2 丁目1591- 3 ほか  
41,436.50㎡

4 建築協定の内容

竜ヶ崎市役所において縦覧に供する。

5 認 可 年 月 日 昭和63年 2 月29日



●道路位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第 201 号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和63年 3 月 7 日

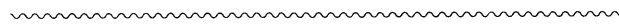
茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号             | 指 定 日<br>年 月 日 | 申 請 者                     |                                  | 道 路 の 位 置                              | 道路幅員及び延長     |               |
|------------------|----------------|---------------------------|----------------------------------|----------------------------------------|--------------|---------------|
|                  |                | 氏 名                       | 住 所                              |                                        | 幅 員          | 延 長           |
| 水土木指令<br>第 223 号 | 63. 2 .25      | 黒沢広之介                     | 那珂郡東海村<br>石神外宿891                | 那珂郡東海村石神内宿<br>字八軒原2472-7-8,<br>2469-15 | メートル<br>4.20 | メートル<br>32.80 |
| 水土木指令<br>第 224 号 | 63. 2 .25      | 柳田 洋子                     | 東京都品川区<br>西五反田 1 丁目<br>16番 6-401 | 西茨城郡友部町鯉淵<br>字十の割6266-118              | 4.30         | 34.60         |
| 潮土木指令<br>第68号    | 63. 2 .24      | 須賀田孝一                     | 鹿島郡大野村<br>大字津賀142                | 鹿島郡大野村大字和<br>字租1218- 4                 | 4.20         | 94.60         |
| 潮土木指令<br>第69号    | 63. 2 .25      | (株)大正恒産<br>代表取締役<br>出頭 正明 | 鹿島郡銚田町大<br>字畑田1213-103           | 鹿島郡銚田町大字安塚<br>字鴻巣916- 7                | 6.20         | 55.50         |

**正 誤**

昭和63年 2 月 4 日付け茨城県報第7626号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

|     |                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------|
| ページ | 4                                                                       |
| 行   | 下から 6                                                                   |
| 誤   | 茨城県文化財保護条例 (昭和51年茨城県条例第50号) 第 5 条第 3 項の規定により, 次表に掲げる                    |
| 正   | 茨城県教育委員会告示第 6 号<br>茨城県文化財保護条例 (昭和51年茨城県条例第50号) 第 5 条第 3 項の規定により, 次表に掲げる |



昭和63年 2 月 25 日 付 け 茨 城 県 報 第 7 6 3 2 号 中 次 の と お り 誤 り が あ っ た の で 訂 正 す る。

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| ページ | 9                         |
| 行   | 7                         |
| 誤   | 「 82 水戸土木事務所 」            |
| 正   | 別表第 1 中<br>「 82 水戸土木事務所 」 |



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)